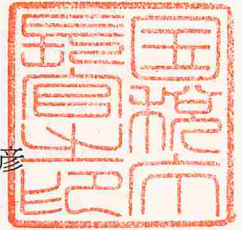


行政文書開示決定通知書

山中 理司 様

国税庁長官 星野 次彦



令和2年2月12日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	国税庁長官事務引継ぎ資料
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。

<実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 557枚 (557ページ)	① 閲覧	100枚までごとにつき 100円	600円	300円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	5,570円	5,270円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	5,670円	5,370円

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。また、スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
令和2年4月20日（月）から 令和2年4月30日（木）まで（土・日・祝日を除く。） 9時30分から17時まで	国税庁総務課情報公開窓口

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間以内に発送予定

送付料 ②1,350円、③210円 ※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。

また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

裏面もご覧ください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「1 開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧をした日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「2 窓口において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、この通知書を送付した情報公開窓口まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）情報公開窓口において開示請求書を提出した場合

150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書の写しの交付を受ける場合：

1ページにつき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。なお、直接、開示請求先の情報公開窓口において「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

3 審査請求等

決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、必ず本通知書を御持参ください。



○ 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分	不開示とした理由
<ul style="list-style-type: none"> ○「国税庁記者クラブ（日刊紙）常駐記者一覧表」の「氏名」欄 ○「国税庁潮見坂クラブ登録記者一覧表」の「編集長」欄及び「登録記者」欄 	<p>当該不開示部分には、記者の氏名が記載されており、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号本文前段の不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としました。</p> <p>また、当該不開示部分に記載された情報は、個人識別部分に該当することから、法第6条第2項の部分開示をすることはできません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○「全間連主要役員名簿」の「年齢」欄 ○「全法連主要役員名簿」の「年齢」欄 ○「全納連主要役員名簿」の「年齢」欄 	<p>当該各文書には、各団体の役員の氏名が記載されており、これらは、それぞれの役員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号本文前段の不開示情報に該当します。</p> <p>当該不開示部分には、各役員の年齢が記載されており、これは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハにも該当しません。</p> <p>また、当該不開示部分に記載された情報について、役員の氏名が開示されていることから、法第6条第2項の部分開示をすることはできません。</p>
<p>「一般社団法人 全国青色申告会総連合役員名簿」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「会長」欄の「年齢」欄及び「都道県連役職等」欄の2行目 ○「副会長」、「税制政策委員長」、「組織委員長」及び「社会保障政策委員長」欄の「氏名」、「年齢」、「都道県連役職等」、「叙勲褒章」、「納税表彰」及び「備考」欄 ○「常務理事（兼事務局長）」欄の「氏名」及び「年齢」欄 	<p>当該文書には、一般社団法人全国青色申告会総連合の役員の情報に記載されており、それらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号本文前段の不開示情報に該当します。</p> <p>当該不開示部分には、公表されていない役員に関する情報が記載されており、これらは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハにも該当しません。</p> <p>また、当該不開示部分に記載された情報は、個人識別部分を除いたとしても、これを公にした場合、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、法第6条第2項の部分開示をすることはできません。</p>



「法人税・消費税事務の運営方針等」の表6「実況区分の状況（署所管法人）」の「件数」欄及び「割合」欄の一部

当該不開示部分には、法人の態様に応じて区分した各グループの法人の件数及び割合が記載されている。

このような法人の区分管理は、国税当局が限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するために不可欠なものであって、これを公にすると、国税当局における法人の管理状況が明らかとなり、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書の不開示情報に該当するため不開示としました。



整理番号
令和 年 月 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

国税庁長官 殿

フリガナ
氏名又は名称

[法人その他の団体にあつては、
名称、代表者氏名及び担当者氏名]

住所（居所）

[法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地]

連絡先電話番号

令和 年 月 日付 第 号行政文書開示決定通知書に基づく開示の実施方法等を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 求める開示の実施の方法（ア又はイを○で囲んでください。イを○で囲んだ方は、下の表に実施の方法等を具体的に記載してください。）

ア 既報（開示請求書に記載）のとおり

イ 下記のとおり

行政文書の名称	行政文書の種類・数量	実施の方法（該当するものを○で囲んでください）	
		閲覧 写しの交付 その他()	1 全部 2 一部 ()
		閲覧 写しの交付 その他()	1 全部 2 一部 ()
		閲覧 写しの交付 その他()	1 全部 2 一部 ()

2 開示の実施を希望する日（行政文書開示決定通知書にある日から選択してください。）

3 写しの送付の方法による開示の実施の希望（有・無）

（注）送付を希望される場合は、別途送付に要する費用（郵便切手等）が必要です。同封する郵便切手等の金額 円

※ 開示実施手数料が無料である場合において、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がない場合には、この申出書を提出する必要はありません。ただし、開示の実施方法等が「写しの送付」である場合は、行政文書開示決定通知書でお知らせした送付に要する費用（郵便切手等）を提出する必要があります。

開示実施 手数料の額	ここに収入印紙をはってください (消印はしないでください)	
円		